

# 小牧市自治基本条例

## = 条文の趣旨と解説 =

### 目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 まちづくりの基本理念及びまちづくりの基本原則（第4条・第5条）

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民（第6条・第7条）

第2節 議会（第8条・第9条）

第3節 行政（第10条—第12条）

第4章 まちづくりへの参加と協働（第13条—第17条）

第5章 市政の運営（第18条—第24条）

第6章 検証（第25条）

附則

## 前文

私たちのまち小牧市は、織田信長が小牧山城築城に伴い整備した城下町を礎とし、また、豊臣秀吉と徳川家康による「小牧・長久手の合戦」により、その名を歴史にとどめるまちです。

小牧市は、江戸時代以降、「小牧菜どころ米どころ」と言われたのどかな田園都市でしたが、伊勢湾台風による被害からの復興を契機に、内陸工業都市へと大きな変化を遂げ、発展してきました。

今日、少子高齢化、さらには、人口の減少が進む時代の大きな転換期を迎え、新たな自治のあり方が求められています。

このような時代に、私たちが心豊かに暮らしていくためには、私たちは、歴史とともに積み上げられた文化や伝統を大切にしながら、互いに信頼し、知恵と力を出し合い、心を一つにして、まちづくりに関わっていく必要があります。

私たちは、先人のたゆまぬ努力と英知によって築かれてきたこのまちに愛着と誇りを持ち、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現し、次世代へしっかりと引き継いでいくことを誓い、ここに、この条例を制定します。

### 【趣旨】

本条例の制定の背景、自治のあり方、決意等を明らかにするとともに、この条例全般にわたる解釈のよりどころとなるものです。

### 【解説】

1 段落目は、本市の歴史を再認識し、市民、議会、行政がその誇りを共有するため史実に触れています。

織田信長が天下統一を目指しこの地に城を築き、城下町を整備したこと、また、豊臣秀吉と徳川家康による「小牧・長久手の合戦」は、本市の名を歴史にとどめる大きな史実であることを表しています。

2 段落目は、市制施行後の成り立ちに触れています。

市制が施行されて間もない時期に伊勢湾台風に見舞われ被害を受けましたが、その復興を契機に、農業依存からの脱却と財政基盤の確立のための工場誘致が進められたこと、また、その後、東名・名神高速道路、中央自動車道が開通し、名古屋空港と合わせ、交通の要衝としての地の利を生かし、周辺の人々にも働く場を提供できる活力に満ちた自立性の高い内陸工業都市に大きな変化を遂げた成り立ちを示し、本市の特性を表しています。

3 段落目は、条例が必要となった社会的な背景を表しています。

4 段落目は、心豊かな暮らしを実現していくための自治に必要な心構えを表しています。

5 段落目は、本市に「住んでよかった」、「これからも住み続けたい」と思えるまちを次世代に引き継いでいくために条例を制定し、みんなでまちづくりに取り組んでいこうという決意を宣誓しています。

## 【参考】

小牧市民憲章は、市制施行30周年を契機に市民の一人ひとりがあるべき役割、市民のあるべき姿勢及び心構えを集約し、明るいまちづくりを実現するために、昭和60年に制定されたものです。

### 小牧市民憲章

わたくしたち 小牧市民は、小牧を

- 一、健康で生きがいのある 明るいまちにしましょう。
- 一、感謝と思いやりのある あたたかいまちにしましょう。
- 一、緑とやすらぎのある 美しいまちにしましょう。
- 一、高い文化と教養のある 豊かなまちにしましょう。
- 一、希望と働く喜びのある 活気あふれるまちにしましょう。

# 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小牧市民憲章（昭和60年5月15日制定）に掲げる理想のまちを実現するため、まちづくりの基本理念及びまちづくりの基本原則を明らかにし、本市における自治の基本的事項を定めることを目的とします。

【趣旨】

本条例の目的を明らかにするものです。

【解説】

自分たちのまちを自分たちでつくっていく市民自治の推進を図っていく必要があります、そのために必要となる基本的な事項をみんなのルールとして、定めることを目的とした条例であることを意味しています。

また、本市の目指すまちの姿は、昭和60年以来、浸透し定着している小牧市民憲章に掲げる理想のまちとすることを明らかにしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内で住み、働き、若しくは学ぶ者又は市内で活動し、若しくは事業を行う個人、法人若しくは団体をいいます。
- (2) 議会 市議会議員をもって構成される本市の議決機関をいいます。
- (3) 行政 本市の執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいいます。
- (4) まちづくり 市民の幸せな暮らしを実現し、魅力あるまちを創造するあらゆる活動をいいます。
- (5) 市政 まちづくりのうち議会及び行政が担う部分をいいます。
- (6) 市民自治 市民が自ら考え、責任を持って、主体的にまちづくりに関わることをいいます。
- (7) 協働 立場又は特性の違うもの同士が、共通の目的を持ち、その目的を達成するために、それぞれ果たすべき役割及び責務を認識し、互いを尊重しながら協力することをいいます。
- (8) 地域 市内に住む者がそれぞれ日常生活を営む一定の範囲をいいます。

【趣旨】

この条例における用語の意味を定めています。

【解説】

(1)市民

市内の企業や学校、また、そこに通勤、通学する人たち、市民活動団

体、また、そこで活動する人たちなどを含めて、幅広く市民を定義しています。

市民の範囲を広げて定義しているのは、本市に関係する多くの人々が力を合わせていくことが必要であるという考えによるものです。

## (2)議会

選挙によって選ばれた本市の市議会議員をもって構成される議決機関ということの意味しています。

## (3)行政

本市の執行機関を行政と定義しています。

市長が執行する部分と市長から独立して執行する機関があります。

## 【参考】

本市における執行機関は、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会であり、地方自治法第180条の5に示されています。

## (4)まちづくり

まちづくりには、議会や行政が担うもののほか、地域の美化活動、防犯パトロール活動、見守り活動などの市民が互いに暮らしやすい地域社会を実現するための様々な市民の活動があります。

また、まちづくりには、福祉、教育、文化、スポーツなどの人的要素が中心の活動のほか、道路工事や施設の建築などのような建設的要素が中心の活動があり、その両方を意味しています。

## (5)市政

市政とは、議会と行政が担う部分のまちづくりであることを意味しています。

## (6)市民自治

自治には、\*住民自治と\*団体自治があり、地方の自治はその両方がバランスよく結合していることが理想の姿といわれており、本市では、住民自治を高めていくことを目指しています。

本条例の趣旨から、自治を行う主体は、第2条(1)に定義された市民であることから、住民自治ではなく市民自治という言葉でその意味を示しています。

\*住民自治とは、自らの地域は住民自らの力と責任で治めてくものであるということを行います。

\*団体自治とは、一つの地方公共団体が他の地方公共団体や国の機関から、干渉を受けず、自立して運営されるものであることをいいます。

## (7)協働

まちづくりに関わる一人一人の市民、区(自治会)や老人クラブ等の地域における自治組織、市民活動団体、事業者、議会、行政などのそれぞれ異なる主体が同じ目的のために、対等な立場で役割分担をし、互いを尊重しながら、まちづくりに協力し、連携していくことを意味しています。

## (8)地域

日頃、支え合いや助け合いなど人と人とのつながりが必要とされる範囲ということの意味しています。例えば、区(自治会)、小学校区、中学校区、事業所周辺などを意味しています。

(条例の位置付け)

第3条 市民、議会及び行政は、まちづくりを推進するに当たっては、この条例を最大限尊重しなければなりません。

**【趣旨】**

本条例の位置付けを定めています。

**【解説】**

本条例は、自治に関する基本的な事項を定めるものであり、市民、議会、行政が行うまちづくりを推進するための計画策定、活動や事業の実施、改善、また、条例の制定や改廃などにおいて、この条例の趣旨や考え方を尊重することを意味しています。

## 第2章 まちづくりの基本理念及びまちづくりの基本原則

(まちづくりの基本理念)

第4条 小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、市民、議会及び行政は、信頼関係を築き、協力しながら市民自治によるまちづくりに取り組むものとしします。

### 【趣旨】

本市のまちづくりの根本に据える『考え方』を定めています。

### 【解説】

市民、議会、行政が、お互いの信頼関係を築くこと、また、協力し合うことが、市民自治の推進に必要であることを意味しています。

(まちづくりの基本原則)

第5条 市民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責務に基づき、まちづくりに参加し、協働によるまちづくりに努めるものとしします。

2 市民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報の共有に努めるものとしします。

3 市民、議会及び行政は、次代を担うこどもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう努めるものとしします。

### 【趣旨】

小牧市のまちづくりの『進め方』を3つの原則として定めています。

### 【解説】

第1項は、参加と協働の原則です。

市民自治を進めていくために、全員参加のまちづくりを進めていこうということを意味しています。

第2項は、情報共有の原則です。

市民自治を進めるためには、まちづくりの担い手である市民、議会、行政が互いのまちづくりに必要な情報を共有していくことが必要であることから、情報共有を原則に挙げています。

「議会や行政の情報を市民が知ること」や「市民のまちづくりに関する情報を議会や行政が知ること」のほか、「市民同士が互いに情報交換できていること（地域に無関心でないこと）」が、よりよいまちづくりを進めるために必要であるということを意味しています。

第3項は、こどもを育む原則です。

こどもは自分の発言や行動に対して責任を果たすことは難しく、保護者をはじめ、地域や学校が育てていく必要があります。こどもを育むことには、多くの市民が関わるので、市民自治につながる大切な事柄として、こどもを育むことを原則に挙げています。

こどもの夢を応援し、まち全体でこどもを育むことが、世代を越えた市民のつながりを生み、まちを引き継いでいくうえで必要であるということを意味しています。

## 第3章 まちづくりの担い手

### 第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりに参加する権利があります。

2 市民は、市政について知る権利があります。

#### 【趣旨】

市民自治を進めるに当たっての市民の権利を定めています。

#### 【解説】

第1項は、「参加と協働」をまちづくりの基本原則とする前提として、市民は、一定のルールに沿って、誰もが差別されることなく、まちづくりに等しく参加できるということを意味しています。

第2項は、市民がまちづくりに参加するためには、まず情報が必要なことから、一定のルールに沿って、市政について知ることができるということを意味しています。

(市民の責務)

第7条 市民は、前章に掲げるまちづくりの基本理念及びまちづくりの基本原則（以下「まちづくりの基本理念及び基本原則」といいます。）にのっとり、自助及び共助に努め、次世代に暮らしやすいまちを引き継いでいくものとします。

2 市民は、自由で公正な社会の実現に寄与するとともに、公共の利益を尊重し、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。

#### 【趣旨】

市民の権利に伴う責務を定めています。

市民は、責務を果たしていくに当たり、第4条及び第5条に定めるまちづくりの基本理念及び基本原則にのっとり、示していることを示しています。

#### 【解説】

第1項は、市民が、子や孫が暮らしていく将来のことを考え、自分でできる事は自分で、自分でできないことは地域で、地域でできないことを行政で、という考え方を持って、まちづくりに取り組んでいくという姿勢を表しています。（自助とは、一人一人が自分で取り組むこと、共助とは、地域や身近にいる人同士と一緒に取り組むことをいいます。）

第2項は、自由で公正な社会の実現のため、一人一人がまちづくりの担い手としての意識を持って行動すること、また、自由な社会であっても、一定の規律があり、責任があるということを意味しています。

## 第2節 議会

### (議会の責務)

第8条 議会は、まちづくりの基本理念及び基本原則にのっとり、政策を議論し、責任を持ってその権限に属する事項を議決しなければなりません。

2 議会は、行政が公正かつ適切に運営されるよう、行政を監視しなければなりません。

3 議会は、市民に開かれた議会運営を行うとともに、継続的な改善を行いながら、その役割及び責務を果たすものとします。

### 【趣旨】

議会は、責務を果たしていくに当たり、第4条及び第5条に定めるまちづくりの基本理念及び基本原則にのっとり、示していることを示しています。

### 【解説】

第1項は、議会の議決が市としての意思決定となる大変重要なことであることから、議員間討議を活発化し、議決をするということを意味しています。

第2項は、議会が行政を監視するに当たっては、行政の運営が公正に行われているか、適切に行われているか、という視点に立つということを意味しています。

第3項は、議会運営がより一層市民に開かれたものになっていくこと、また、議会は、自らを律しながら常に改善に取り組んでいくことを意味しています。

現在、市民の意向を掴むための具体的な手法として、「議会報告会と市民の意見を聴く会」、「市議会への声」、「本会議・委員会の公開」などを実施し、開かれた議会運営に努めていますが、今後も継続的な改善（改革）を進めていくことを意味しています。

### (議員の責務)

第9条 議会の議員は、審議能力及び政策提案能力を高め、市民の意向を的確に把握し、市政に活かすよう活動しなければなりません。

### 【趣旨】

議会が責務を十分果たせるよう、議会の構成員である議員の責務を定めています。

### 【解説】

議員は、特定の地域や団体の代表という意識ではなく、市全体の代表であるという意識を強く持って、議会の構成員として様々な機会を捉えて広く市民の声を聴くとともに、自己啓発をしていく姿勢を表しています。

## 第3節 行政

### (行政の責務)

第10条 行政は、まちづくりの基本理念及び基本原則にのっとり、まちづくりを通じて、市民福祉の増進かつ健全な社会の発展を図らなければなりません。

2 行政は、まちづくりを進めるに当たっては、機能的な組織体制を整え、組織の横断的な連携を図るとともに、行政運営を継続的に改善し、時代の変化に柔軟に対応しなければなりません。

### 【趣旨】

行政は、責務を果たしていくに当たり、第4条及び第5条に定めるまちづくりの基本理念及び基本原則にのっとり、第10条に示していることを示しています。

### 【解説】

第1項の「市民福祉」とは、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援などの福祉に限らず、環境、産業、教育、防災、建設など市民の幸せな暮らしを支えるあらゆる分野のことを意味しています。

第2項は、行政が、一つ一つの課題に対応するために機能的で横断的な組織運営をしていくことを意味しています。

また、時代の変化に対応できるように継続的な改善（改革）を進めていくことを意味しています。

### (市長の責務)

第11条 市長は、市の代表者として、市を統轄し、その権限と責任のもとにまちづくりを進めなければなりません。

2 市長は、市民の意向を踏まえ、市政を公正かつ誠実に運営しなければなりません。

### 【趣旨】

市長は、市を代表し統轄する執行機関であり、他の執行機関の総合調整の役割を担うことから、その責任者としての責務を定めています。

### 【解説】

第1項は、市長は市の代表者であり、その大きな権限と責任を強く自覚しなければならないということを意味しています。市の代表者とは、小牧市という地方公共団体の代表者ということであり、国や県をはじめとする他の自治体との協力や連携についても包含しています。

第2項は、市長は、市民の代表者としての自覚を持って、市民が何を求めているか、どのような考えを持っているか、など多様な市民ニーズを把握し、よりよいまちづくりのために公正で誠実な判断のもと、市政を運営していくということを意味しています。現在、市民の意向を掴むための具体的な手法として、「タウンミーティング」「市民の声」などを実施していますが、様々な機会を捉えて広く市民の声を聴くことを継続的に行っていくということを意味しています。

(職員の責務)

第12条 行政の職員は、専門的知識の習得に向けて研さんし、課題解決能力を高めなければなりません。

2 行政の職員は、市民の意見を真摯に受け止め、知識及び能力を活かして、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

【趣旨】

行政が責務を十分果たせるよう、その実務を執り行う職員の責務を定めています。

【解説】

第1項は、職員が自己啓発して、個々の課題解決に取り組んでいける能力を身につけていくことを意味しています。

第2項は、市民サービスを提供する際に、職員は市民の視点に立って真摯に向き合っていくということ、また、特定の地域や団体などに特別な扱いをしないということの意味しています。

## 第4章 まちづくりへの参加と協働

(まちづくりへの参加)

第13条 市民は、まちづくりに関心を持ち、一人一人が自らの意思で、まちづくりに参加するものとします。

### 【趣旨】

市民自治を進めていくうえで大切な、市民一人一人の意識の持ち方や姿勢を示しています。

### 【解説】

「まちづくりに関心を持ち」の意味は、市の政治や地域の様々な活動を他人事とせず、自分事として意識する姿勢を表しています。

また、「自らの意思で」は、強制ではないことを意味しています。生活スタイルによって、「少しの時間であれば参加ができる」、「回数は少なくてもまとまった時間がとれる」などまちづくりへの関わり方は様々ですが、「できる時に、できる人が、できることをする」という姿勢を表しています。

まちづくりへの参加については、市民一人一人が意識すべきことですが、特に、これからの高齢化社会を見据えた場合には、地域で培った知恵や工夫を持ち、経験に基づくノウハウのある「会社勤めに区切りがついて時間ができた方」や「年を重ねても元気な方」には、大きな期待が寄せられています。

(地域における自治組織の活動)

第14条 市民は、地域における自治組織（以下「地域自治組織」といいます。）の活動の意義を理解し、協力することに努めるものとします。

2 市民は、地域自治組織の活動を通じて交流を図り、互いに理解を深め、信頼し、支え合い、助け合うよう努めるものとします。

3 市民は、地域における生活課題を共有し、地域自治組織の活動を通じて、課題の解決に取り組むよう努めるものとします。

4 議会及び行政は、地域自治組織が自律し、効果的かつ継続的に活動できるように、必要な支援を行うものとします。

### 【趣旨】

地域における自治組織は、区（自治会）、子ども会、老人クラブ、地域協議会など地縁に基づくエリアを中心とした様々な自治組織をいいます。いずれも市民が心豊かに安心して暮らせる地域を築いていくために大切な組織であることを示しています。

### 【解説】

第1項は、地域で暮らす市民が、その活動の意義を理解して協力すること、自らの地域の自治組織の活動に参加することの必要性を意味しています。

第2項、第3項は、地域の交流が人と人のつながりを築くこと、また、

つながりが広がることで、地域に助け合いの風土が徐々にでき、一体感が生まれ、地域の課題解決力が高まっていくことを段階的に表しています。

第4項は、まちづくりに欠かせない地域における自治組織の活動に、議会や行政もその意義を理解し、組織の実情に応じた支援をするということの意味をしています。地域における自治組織が、継続性を持つためには、自らの意思や判断にしたがって行動する「自律」した組織であるようにしていくことが重要ということの意味をしています。

#### (市民の公益的活動)

第15条 市民は、ボランティア活動その他の市民の公益的活動に関心を持ち、市民の公益的活動がまちづくりに役立つことを認識するよう努めるものとします。

2 市民の公益的活動に取り組むものは、それぞれの特性を活かし、専門性を高め、更に、それぞれの活動に自立して取り組み、まちづくりの推進力となるよう努めるものとします。

3 市内で事業を行う個人、法人又は団体は、地域の一員として、地域に貢献する活動を行うよう努めるものとします。

4 議会及び行政は、市民の公益的活動の自主性及び自発性が発揮されるよう必要な支援を行うものとします。

#### 【趣旨】

市民の公益的活動は、それぞれの目的に基づく、市内における自主的な活動であり、その活動への理解と活動のあり方を示しています。

#### 【解説】

第1項は、ボランティア活動(奉仕の精神に基づいた活動)をはじめ、\*NPO活動(営利を目的とせず、公益のために行う活動)、事業者等が取り組む地域の貢献活動などを意味しています。それらの活動は、「世のため人のため」というものであり、まちづくりに資することであるため、周囲の人は、そのようなことに取り組む人を理解し応援する気持ちを持つということの意味しています。

※ここでいうNPOとは、法人格を持つものに限らず、法人格を持たない市民活動団体も含まれます。

第2項は、活動当初に掲げた目的に向かって取り組むことがまちづくりの大きな力になっていくことを意味しています。

第3項は、まちづくりの担い手として期待される事業者等の姿勢を表しています。

「事業者等」は、大企業に限らず中小企業や個人事業者、また、医療法人、学校法人などを含みます。

第4項は、ボランティア活動やNPO活動、事業者等の地域貢献活動が、まちづくりの推進に大切なものであることから、議会や行政もその意義を理解し、組織が自主的、自発的に活動できるよう活動内容に応じた支援をするということの意味しています。

(協働の推進)

第16条 地域自治組織の活動又は市民の公益的活動を行うものは、互いに協働することに努めるものとします。

2 市民、議会及び行政は、積極的に協働を進め、まちづくりの推進力を高めていくものとします。

【趣旨】

協働を推進していくことを示しています。

【解説】

第1項は、第14条に定める地域における自治組織の活動に取り組むもの(人や組織)と第15条に定める市民の公益的活動に取り組むもの(人や組織)の連携が、これからのまちづくりに必要なことであるということの意味しています。

第2項は、協働には、市民同士、市民と行政、市民と議会と行政など多様な形があり、それぞれ、あらゆる協働の可能性を考え、それを推進することが、まちづくりの力を高めていくということの意味しています。

(人材の発掘及び育成)

第17条 市民、議会及び行政は、まちづくりの情報を広く発信し、積極的にまちづくりへの市民の参加の機会を設け、まちづくりに率先して行動する人材の発掘及び育成に努めるものとします。

【趣旨】

持続的な協働のまちづくりを推進していくための人材の発掘と育成の考え方を示しています。

【解説】

まちづくりの担い手を増やしていくために、情報を広く発信することで、まずは、まちづくりに率先して行動していただける人を集めていきましょうということの意味しています。

活動や行動を行っていくには、リーダー的存在が必要との声を多く聞きますが、その責任の重さなどによる負担感から、なかなか為り手がない現状があります。

このため、リーダーについても「率先して行動する人」をリーダー的存在と捉え、その人をみんなで支えていくということの意味しています。

活動や行動の中には、さまざまな場面が想定されますが、まちづくりに率先して行動していただける人として集まった人たちが、互いに支え合い、それぞれ得意な分野や活躍できる場面ではリーダーとして、そうでない場面では、協力者として、ともにまちづくりの担い手として成長していくことを意味しています。

## 第5章 市政の運営

(議会及び市長)

第18条 議会は、議決権を有する機関として、市長は、執行権を有する機関として、それぞれの役割の違いを認識し、互いの役割を尊重するとともに、けん制及び調和の関係を保ちながら、自らの責務を十分に果たさなければなりません。

### 【趣旨】

議会と市長の役割の違いと関係のあり方について定めています。

### 【解説】

住民が選挙で選んだ議員で構成する議会と住民が選挙で選んだ市長は、それぞれ独立した機関として、緊張関係を保ちながら、議会は第8条に定める責務を、市長は第11条に定める責務を、それぞれ果たすということの意味をしています。

(基本計画及び予算)

第19条 市長は、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、計画的なまちづくりを推進する市政の方針を明らかにし、その基本となる計画(以下「基本計画」といいます。)を定め、市民及び議会に説明し、必要に応じて見直すものとします。

2 市長は、予算を議会に提出するに当たっては、基本計画を基礎として調製するものとします。

3 議会は、議論を尽くして予算を議決するものとします。

4 行政は、議決された予算の執行に当たっては、適切かつ厳正に行うものとします。

### 【趣旨】

議会と市長は、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するという共通の目的に向かっていくために、長期的な計画を持ち、事業を実施していくということを定めています。

### 【解説】

第1項は、市長が、市政運営の指針となる長期的な基本計画を策定する際は、市民や議会と調整を図りながら、策定しなければならないということの意味をしています。

第2項、第3項、第4項は、市長が調製した予算を議会が議決し、それを執行するという流れを表していますが、予算を調製する際には基本計画を基礎とする、予算を議決する際には議論を尽くす、予算を執行する際には適切かつ厳正に行う、ということが重要であることを示しています。

(財政運営)

第20条 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常に中長期的な視点を持って健全な財政運営を行うものとします。

【趣旨】

自治体経営の重要な考え方として、健全財政を将来にわたって維持していくという財政運営の姿勢を示しています。

【解説】

健全な財政運営を行うに当たっては、中長期的な視点を持つということが必要であり、その具体例として、3カ年の実施計画の策定があります。

また、市が行う事業は、利益追求をするものではありませんが、事業の実施方法や経費の使い方などを工夫して、可能な限り、最少の経費で最大の効果を挙げるということを表しています。

(市政の改善)

第21条 議会及び行政は、市政を効果的かつ効率的に運営するため、事業の目的、評価指標、決算等に基づき、市政を適時検証し、継続的に改善するものとします。

【趣旨】

市政を効果的かつ効率的に運営するために、継続的に改善していく姿勢を示しています。

【解説】

事業を行う際には、目的や\*評価指標などにより、その成果が見えるようにしていくことが重要であるということを表しています。

\*評価指標は、事業の成果や進捗状況などを数値化するなど、わかりやすくするためのものです。

市政の改善は、事務事業の改善に限らず、行政活動全体の改善（行政改革）や議会活動全体の改善（議会改革）を含み、その積み重ねが市政の改善につながるということの意味しています。

(市政への参加)

第22条 市民は、市政の運営に関し、計画、実施及び評価の各段階において、積極的に参加するよう努めるものとします。

2 議会及び行政は、市民の市政への参加意識の高揚を図るため、市政に関する内容を公表するとともに、わかりやすく説明するものとします。

3 議会及び行政は、市民の市政への参加が促進されるよう、市民が主体的に市政に関わる機会を積極的に設けるものとします。

## 【趣旨】

「市民の市政参加への姿勢」とそれを促進するための「議会と行政の姿勢」を示しています。

## 【解説】

第1項は、市政がP D C Aサイクルに沿って行われていることを表しながら、その各段階に対して、市民が市政に参加する姿勢を表しています。

参加の例としては、審議会や実行委員会などの委員として各段階に関わっていくことをはじめ、アンケートやパブリックコメントで意見を述べること、ワークショップや各種事業の説明会に参加し意見交換を行うこと、市民まつり、小牧山美化活動など市政における各種催しや取り組みに協力することなどがあります。

第2項は、市政に関する内容の公表や市政の状況をわかりやすく説明するということが様々な手法を通じて行っていくことを意味しています。

例えば、広報こまきやこまき市議会だより、ホームページなどの情報発信ツールにおいて、市民にとって市政の内容をよりわかりやすく伝えていくことのほか、情報発信の方法についても、工夫していくことを意味しています。現在行っているその具体例として、市議会の本会議や委員会の公開に合わせたインターネット配信（ライブ中継、録画中継）、ケーブルテレビによる市議会本会議のライブ中継の実施やフェイスブック、防災メール等による情報発信などがあります。

第3項は、パブリックコメントや各種審議会委員の公募など従来からある市政参加の機会の提供にとどまらず、常に柔軟な発想で様々な手法を模索し、新たな市政参加の機会を設けていくことを表しています。

### （情報提供及び個人情報の保護）

第23条 市民は、市政に関する情報について、議会及び行政にその提供を求めることができます。

2 議会及び行政は、前項の情報の提供を行うに当たっては、その保有する個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益が守られるよう、適切に管理し、保護しなければなりません。

## 【趣旨】

市政の運営の透明性を確保するために必要なものである情報の提供と個人情報の保護について定めています。

## 【解説】

第1項は、市民が市政に関する情報について、情報の提供を求めることができることを意味しています。

第2項は、個人情報は、適正に管理され、適切な利用制限のもと利用されるものであることを意味しています。

## 【参考】

- ・情報公開に関する詳細の規定は、小牧市情報公開条例に定められています。
- ・個人情報の保護に関する詳細の規定は、小牧市個人情報保護条例に定められています。

### (住民投票)

第24条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項は、その都度、条例で定めるものとします。

#### 【趣旨】

※住民の意思を直接市政に反映できる制度である住民投票のあり方を定めています。

法律に基づいて行われる住民投票と異なり、条例によるものなので、法的拘束力をもたせることはできませんが、住民の意思を確認することのできる大切なものとして定めています。

本条例では、住民投票の実施が必要な場合には、その都度、投票の実施に係る必要事項を定める住民投票条例を議会の議決により制定し、実施することを規定したものです。安易に実施するものではないため、事案ごとに条例で定めなければならないことを示しています。

※「住民」という言葉は、第2条で定義した「市民」とは異なり、住所を有する者を意味します。この解釈については、第2項の投票の資格要件に関わることであり、その資格要件は、その都度条例に定めることとしています。

#### 【解説】

第1項は、住民投票が議会による間接民主主義を補完する制度ですが、実施に当たっては、少数意見などの取扱いに慎重さを要し、また多額の費用もかかるため、住民一人一人の意思を確認する必要に迫られた時の最終手段として行われるべきものとして、市政に関する重要事項について実施するということを意味しています。

また、住民投票は、住民、議会、市長のそれぞれが発議できますが、住民投票に関する事務を実施するという意味から、この条文の主語を「市長は」としています。

第2項は、住民投票の実施には十分な議論が必要なことから、住民投票に必要な事項（住民投票に付すべき事項、投票方法、投票資格、成立要件など）に関しては、事案が生じる都度、別に条例で定めなければならないということの意味しています。

## 第6章 検証

第25条 市長は、必要に応じて、市民参加のもとに、社会情勢とこの条例の適合性等の検証を行い、その結果により必要な措置をとらなければなりません。

### 【趣旨】

本条例を実効性のあるものにしていくため検証していくことを示しています。

### 【解説】

条例の検証、また、条例改正などの必要な措置を行う際には、この条例の趣旨やこれまでの策定経過を踏まえ、市民参加のもとに行うことを示しています。

## 附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。